

肝炎対策を求める意見書

本年6月、最高裁判所は、予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害について国の賠償責任を認める判決を下した。また、同月大阪地方裁判所において、血液製剤によるC型肝炎ウイルス感染被害について、国と製薬会社の責任を認める判決を下している。

B型肝炎訴訟判決は、集団予防接種がウイルス感染を生ずる危険性があることについて治験があったにもかかわらず、国が漫然と放置したことを、C

型肝炎訴訟の判決では、国の医薬品行政の対応のおくれと判断の誤りを指摘しており、これらが原因で被害が拡大し、また被害者は過酷な状態におかれている。

我が国においては、数百万人のB型・C型肝炎感染者が存在すると言われており、早急な対策を講ずることによって、被害者の救済・感染者の症状悪化の防止等を進めることが、国民病・医原病とも言える肝炎を克服する第一歩と言える。

よって調布市議会は、国に肝炎対策を実現するため、次の事項を含む政策の早急な実施を行うよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス検診体制の拡充と検査費用の負担を軽減すること。
- 2 ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
- 3 ウイルス性肝炎治療の医療費援助及び治療中の生活支援策を実施すること。
- 4 肝炎に対する偏見・差別を取り除くため、正しい知識の普及・啓発を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月21日